

論点等説明シート

事業名		「民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費」					
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	括弧内は内閣府が 計上した同様の事 業(内閣府0035民 間資金等活用事業 による東日本大震 災からの復興の促 進に必要な経費) の予算額を参考記 載しているもの		583	492	
		補正予算		76	-		
		繰越し等		-	-		
		計		76	583	492	
		執行額	67	332			
執行率(%)	88.2%	56.9%					

事業についての論点等

(事業の概要)

東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体自らの取組はもとより、民間の資金、経営能力等を積極的に活用したインフラ整備等を推進する必要がある。一方、被災地方公共団体では、多様な被災対応のため人員が不足していることから、国が被災地方公共団体を支援することが必要である。このような状況を踏まえ、被災地におけるPFI手法を活用した震災復興を促進することを目的とし、地方公共団体等が実施しようとしているPFI事業の案件形成に対して支援を行う。

平成23年度法律改正で位置づけられた、公共施設等運営権や民間事業者からの提案制度などの新制度の利用促進も視野に入れた支援を行う。

(復興庁一括計上予算として予算要求し、内閣府において事業を執行。)

(事業メニュー)

○PFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、地方公共団体等の案件形成に対する支援を行う。

○平成24年度は震災復興におけるPFIの活用促進のための調査、現地におけるPFI活用促進のための説明会を実施。

(論点)

○平成24年度においては予算執行率が約57%と十分高いとはいえなかったことから、執行率が低い要因を踏まえ、市町村が本事業を活用しやすくするためどのような運用の見直しを行うべきか。

○政府全体としてPFIの更なる推進を図っていく動きがある中で、本事業についてPFI全体の動向を踏まえた運用改善方策の検討が必要ではないか。

平成25年度 PFI手法を活用した案件の募集類型

震災復興対象地方公共団体

公共施設等運営権を活用した案件

・震災復興に係る公共施設等運営事業を行うもの

民間事業者からの提案制度を活用した案件

・PFI法第5条の2に基づく民間事業者からの提案を受けて、震災復興に係る公共施設等の整備・運営等を行うもの

複数の施設を包括的に整備・運営する案件

・震災復興に係る複数の公共施設等について、段階的な整備・改修や公的不動産の有効活用等を実施しつつ、包括的に整備・運営等を行い、全体の公共施設等の投資効率を高めるもの

地方公共団体へのPFI専門家の派遣(案件形成)

・上記に該当しない案件で、震災復興に係る公共施設等の整備・運営等を行うもの